

平成29年度第2回本別町子ども・子育て会議

【議事概要】

日時：平成30年2月27日（火）

午後6時30分～

場所：本別町中央公民館 視聴覚室

出席者：委員14名、事務局4名 計18名

顛末：下記のとおり

1. 開会 午後6時30分

2. 会長挨拶（会長：田西昭子）

田西会長より挨拶

3. 報告事項

（1）子育て世代包括支援センターの新設について（説明：前佛次長）

子育て世代包括支援センターについて説明。

- ・新たに施設を建設するのではなく、既存の枠組みを活用
- ・子育て支援センターで引き続き『基本型』、健康管理センターで新たに『母子保健型』を実施し、双方連携するとともに、関係機関等とも連携を強化
- ・3月下旬より子育て支援センター、健康管理センター等でチラシを配布予定
- ・4月の町広報本紙にも開設記事を掲載し、周知予定 ※質疑応答等は無し。

（2）第1次障がい福祉総合計画の概要について（説明：菊池主査）

標記計画の概要について説明。

- ・本別町では、10人に1人が障がいのある人であり、私たちは障害のある人と共に地域で生活をしている。
- ・計画の中の『重点的に取り組むこと』に、『障がい児や発達に心配のある児童への支援強化』が位置付けられており、本別町児童発達支援センターの機能強化などが盛り込まれている。
- ・平成32年度の成果目標に、今年度の児童福祉法改正で新設された『居宅訪問型児童発達支援についての検討』を組み込んだ。

質疑・意見（○：委員、⇒：事務局。以下同じ。）

○事故等の理由により学校の授業を休んだ子が、休み時間に元気に遊んでいて、周囲からも『どういふことだ？』と訝しがられていると聞く。学校側としては線引きが難しいと思うが、その辺りはどのように考えたらよいのか。

⇒周囲のサポート体制がきちんと構築されていないことも多くある。障がいは本当に様々なケースがあるため、対応は慎重に考えなくてはならない。

○PTA もヨコの繋がりがあり、色々な場で「親としてもそういった知識を勉強したい気持ちはあるが、(障がい児の親にとっては) 踏み込んでほしくないのかも知れない、と考えて躊躇してしまう」という意見も聞く。そういった人達が学ぶ場を作ったりはしてもらえないか。
⇒啓発についても様々な意見をもらっている。多くの人に知ってもらうことはよいこと。最近、「地域の人が(障がいについて) 理解してくれ始めていて、そういった場所に戻って来たいと思う」という意見も寄せられている。そういった啓発のための方法についても考えていきたい。

4. 協議事項

(1) 仙美里放課後子ども教室の学童化について (説明: 宮内主事)

学童化について、経過等も含め説明。

- ・当初『学童保育所』開設を想定していたが、少人数だったため、『放課後子供教室』として平成 28 年度から開設。
- ・利用(希望)者が 10 人を超えたため、『学童保育所』へ変更。
- ・利用者にとってデメリットは無く、(国からの)補助金が増額する。
- ・条例改正が必要なため、3月議会に提案(承認後、来年度より変更)

○来年度は 10 人を超えとのことだが、この先の見通しはどうか。

⇒一度 10 名を超えた事業所は『10 名を超える可能性がある』と見做されるため、以降は実際の利用者数が 10 名に満たない場合でも、『学童保育所』でなくなることは無い。

⇒賛成多数により、承認。

(2) 病児保育事業の類型変更について (説明: 岡崎課長補佐)

事業の 3 類型について、岡崎補佐より説明。

- ・『病後児対応型』を実施したが、「利用しにくい」という声がある
- ・『体調不良児対応型』は、保護者がお迎えに来るまでの間の対応(翌日不可)

事業の実施状況及び保護者の声について、石田園長より説明。

- ・11 カ月間の利用実績は、僅か 13 人に留まっている
- ・保護者からも「利用しづらい」という声が聞こえ、『体調不良児対応型』について意見を募ったところ、「変更してほしい」という要望が多かった

○病後児保育の利用の際に『病後児保育事業利用連絡書(診療情報提供書)』は必須なのか。以前、鼻水を垂らしながらみんなでお散歩をしていた子を見かけた。この書類が無いために事業が利用できなく、本調子でない(ように見える)児童が通常の保育しか受けられないのは良くないのでは。

⇒連絡票の提出は事業の要件であり必須。ただ、事業を利用したい保護者が「書いてほしい」と訴えてもそれだけでは書いてもらえないこともあり、事業についての医師の理解も不足しているのが現状。

⇒【石田園長】体調不良のお子さんに対しては別途対応するなどの配慮をしているため、(委員が)見たのはたまたま鼻水が出ていたお子さんでは。

⇒こども園で行った保護者アンケートでは『体調不良児対応型』の希望が多かったが、それだけで決めて良いのか。あくまでも保護者がお迎えに来るまでの対応であり、体調が悪化すれ

ばすぐに来てもらうことになる。もし『体調不良児対応型』に変更するなら、それで対応できなくなる部分までどうするか考えないといけない。(山下委員の言ったように) 確かに連絡票はネックかも知れないが、書く以上は医師にも責任が生じる。

⇒昨年度に病児保育の研修をした際、「医師でなければ判断できない部分があるため、連絡票は必要」という説明があった。

⇒今年が初年度であり、まだまだ手探りの状態。例えば来年『体調不良児対応型』にしたとしても、状況次第で再来年また病後児保育に戻す可能性もある。

⇒2つの事業には一点大きな違いがあり、『病後児対応型』はへき地の子どもも預けることができるが、『体調不良児対応型』はこども園の在園児のみが対象。

○利用できるとしても、わざわざ町場まで来てまで預けるという考えはなかった。

○子どもが病気になったら、普通、完全に治る(保育所に預けられる)まで親は仕事を休まなければならないが、人によっては『最大3日』などの日数制限がある人もいる。治りかけでも預かってもらえるなら、その日だけしか使えない『体調不良児対応型』よりも、少しでも長い『病後児保育対応型』の方が良いのではないか。

○例えば今日『体調不良児対応型』を利用して、明日の朝は体調が良かったが、午後から体調を崩した場合、また『体調不良児対応型』を利用することは出来るのか。

⇒そういった場合は(連日でも)利用できる。

○とりあえず『体調不良児対応型』をやってみれば良いのではないか。やってみて不都合があれば、また協議すれば良いか。

⇒町から委託をするため、年度途中で事業の変更は出来ない。やるとなれば一年間はそのままでと考えてほしい。

○例えば『病後児対応型』のまま、体調不良児までは見ることは出来るのか。出来るなら、それが一番よいのでは。

⇒事業の要件は違うが『病後児保育』の人数等要件を満たせば問題は無い。そういったやり方も

○子どもの体調が悪くなったときのことを考えると、ちゃんと対応を考えていかないといけない。

○(先ほど大橋課長が「出来る」と言ったが、)制度的には出来るかも知れないが、現場的には本当に出来るのか。ここで決まったからと言って、現場が「出来ない」となればそれまで。(実際に子どもを相手にする、現場の声を無視は出来ない。)

⇒【石田園長】今も同様の対応は園で行っているため、出来ると思う。

○現場が出来るならば、『体調不良児対応型』に替えることで不利益を被ることもなくなるため、)変更しても問題は無いのではないか。

⇒ 承認。

5. 閉会 午後7時50分